

# 土地区画整理法第 76 条許可申請書式作成の手引き

## 1 . 申請書式の作成方法

- (1) 書式はすべて A 4 サイズです。
- (2) 正本書式 2 部、副本書式 1 部、合計 3 部作成してください。  
ただし、東京都施行（4. 施行者一覧参照）は、正本書式 3 部、副本書式 1 部、合計 4 部作成してください。
- (3) ホームページからダウンロードした書式の使用方法は次のとおりです。  
江戸川区、個人施行（4. 施行者一覧参照）のページ構成は、1 , 2 ページが正本その 1 の表裏、3 , 4 ページが正本その 2 の表裏、5 ページが副本の書式です。  
正本は両面印刷の書式ですので、製本の際はご注意ください。
- (4) **仮換地での申請**は、敷地面積及び道路境界長、隣地境界長は**仮換地指定の数値**を記入してください。（敷地面積は**整数**、境界長は**小数一位**）  
また、「1 敷地の所在・地番」欄には、街区番号も記入してください。
- (5) 代理者が許可申請手続きをする場合は、委任状が必要です。
- (6) 土地所有者が申請者と異なる場合は、所有者からの同意が必要です。
- (7) 従前地で申請を行う際は、予め施行者の窓口（4. 施行者一覧参照）へ相談してください。

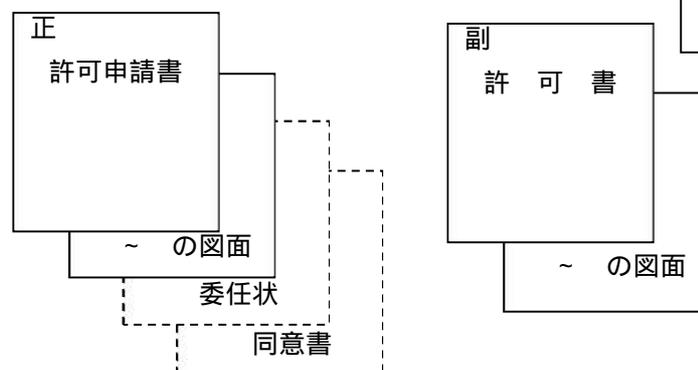
## 2 . 申請の際の必要書類及び部数

- (1) 許可申請書（江戸川区、個人施行） 3 部（うち 1 部は許可書）  
許可申請書（東京都施行） 4 部（うち 1 部は許可書、許可書の表紙については都で作成）
- (2) 添付図面  
案内図（地区全体がわかるもの）仮換地案内図に印をつけたものでよい  
配置図（敷地の形状を記入。また仮換地の場合は、建築面積及び各階床面積を記入）

平面図  
 立面図  
 断面図  
 給排水図  
 基礎伏図  
 } （**仮換地での申請の場合は不要**です）  
 委任状（代理者が許可申請手続きをする場合に添付）  
 同意書（土地所有者が申請者と異なる場合に添付）

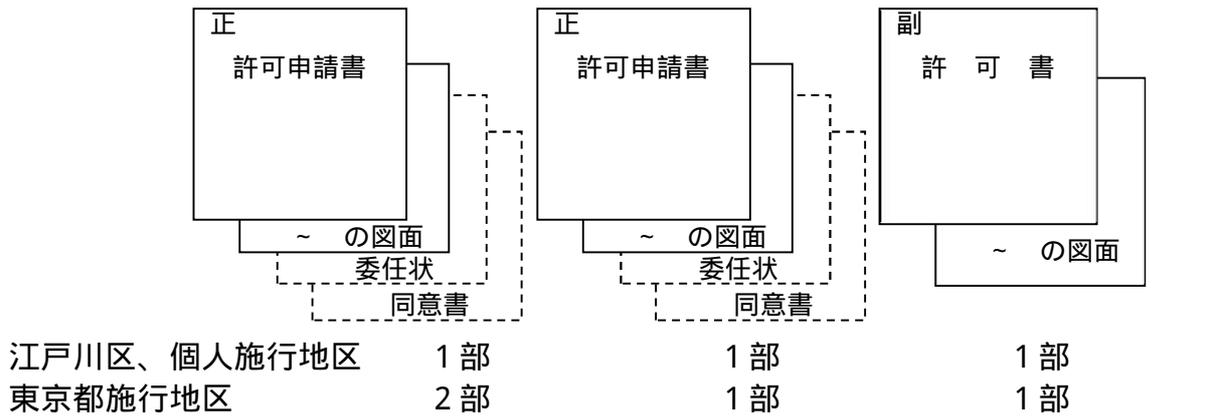
## 3 . 書類の綴じ方

### (1) 仮換地の場合



江戸川区、個人施行地区	2 部	1 部
東京都施行地区	3 部	1 部

(2)従前地の場合



都許可書の副本の表紙  
については都で作成

4. 施行者一覧及び窓口

(1) 江戸川区施行

南小岩七丁目地区：都市開発部市街地開発課換地計画係

・ JR 小岩駅周辺地区まちづくり相談事務所 江戸川区南小岩 7-28-11  
5694-2030

上篠崎一丁目北部地区、篠崎駅西部地区：土木部区画整理課計画換地係

・ 篠崎地区まちづくり事務所 江戸川区北篠崎 2-26-7 5664-2619

(2) 東京都施行

東京都第一市街地整備事務所

中央区勝どき 1-7-3 サンスクエアビル 8階・9階 3534-3402

(3) 個人施行

株式会社アライプロバンス

墨田区江東橋 2-8-3 3633-6931

5. 申請の流れ

「土地区画整理法第 76 条許可申請及び建築確認申請の流れ」をご参照ください。

6. その他注意事項

(1) 地区計画届出書の提出について

上記地区では、地区計画の届出が必要です。

また、届出書は建築確認申請の前かつ着手日の 30 日前までに提出する必要があります。

問合せ先：都市開発部 都市計画課 都市計画係 5662-6369

(2) 建築確認申請について

仮換地において建築確認申請する場合は、76 条許可書（写しでも可）を添付してください。なお、地区計画決定地区（誘導容積）においては案内図及び仮換地指定通知書または証明書（写しでも可）も添付してください。

問合せ先：都市開発部 建築指導課 指導係 5662-1105

(3) その他のご相談は下記までお問い合わせ下さい。

江戸川区都市開発部市街地開発課推進係（区役所第二庁舎 1 階） 5662 - 0804

江戸川区土木部区画整理課調整係（区役所第二庁舎 1 階） 5662 - 1920